

○ 食料・農業・農村政策審議会経営分科会における農業共済部会の設置について（案）

平成十八年九月日
食料・農業・農村政策審議会経営分科会決定

第一条 食料・農業・農村政策審議会経営分科会（以下「分科会」という。）に、農業共済部会（以下「部会」という。）を置く。

第二条 部会の所掌事務は、分科会の所掌事務のうち、農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の施行に関する重要事項であつて、次に掲げるものとする。

- 一 農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済掛金標準率等の算定方式（以下「農業共済掛金標準率等の算定方式」という。）に関する事項を調査審議すること。
- 二 家畜共済に係る診療点数及び薬価基準に関する事項を調査審議すること。

第三条 部会の議決は、分科会の議決とみなす。

第四条 部会の庶務は、農業共済掛金標準率等の算定方式に関する事項については農林水産省経営局保険課、家畜共済に係る診療点数及び薬価基準に関する事項については同局保険監理官において処理する。